



宮崎県公報

平成20年10月1日(水曜日)号外 第52号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則

- 宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則……(行政経営課) 1
- 証明手数料徴収規則の一部を改正する規則……(財政課) 1

- 宮崎県財務規則の一部を改正する規則……(財政課) 1
- 県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示の一部改正……(財政課) 2
- 証明手数料徴収規則別表六県税等に関する証明の項単位の欄の別に定める一件の計算の基準……(税務課) 2

規則

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第五十八号

宮崎県行政組織規則の一部を改正する規則

宮崎県行政組織規則(平成十年宮崎県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一号及び第三号中「県税に係る」を「県税及び地方人特別税に係る」に改め、同条第五号及び第六号中「県税」の下に「及び地方人特別税」を加え、同条第七号から第九号までの規定中「県税に係る」を「県税及び地方人特別税に係る」に改める。

第八十九条第一号から第五号まで、第七号、第九号及び第十号中「県税」の下に「及び地方人特別税」を加える。

第九十一条の表管理課の項並びに納税第一課及び納税第二課の項第二号、第三号及び第六号中「県税」の下に「及び地方人特別税」を加え、同表課税第一課及び課税第二課の項第三号から第五号までの規定中「及び地方消費税等」を「、地方消費税等及び地方人特別税」に改め、同項第九号中「及び地方消費税等(産業廃棄物税を除く。)」を「、地方消費税等(産業廃棄物税を除く。)」及び地方人特別税」に改め、同項第十号及び第十一号中「及び地方消費税等」を「、地方消費税等及び地方人特別税」に改め、同表自動車取得税課の項第一号及び第二号中「県税」の下に「及び地方人特別税」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第五十九号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則(昭和三十二年宮崎県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表六の項を次のように改める。

六 県税等に関する証明	1 地方税法施行令(昭和三十二年政令第二百四十五号)第	一件につき (一件の計	四百円
-------------	-----------------------------	----------------	-----

六条の二十一第一項各号に掲げる事項の証明。ただし、道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第九十七条の二第一項及び鉱業法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第二号)第四条の二(同規則第二十條第四項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する滞納がないことの証明を除く。	算の基準は別に定める)		
2 その他県税に関する事項の証明。ただし、鉱業法施行規則第四条の二に規定する滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであることの証明を除く。	同	四百円	

附則

この規則は、公布の日から施行する。

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第六十号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則(昭和三十九年宮崎県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第五号中「並びに収入証紙」を「、地方人特別税に係る徴収金の受入れ並びに収入証紙」に改め、同条第五号の二中「並びに収入証紙の出納及び保管並びに始動票札」を「、地方人特別税に係る徴収金の受入れ、収入証紙の出納及び保管、始動票札」に改める。

第百四十一条第一項第二号に、次のように加える。

オ 地方人特別税に係る徴収金

別表第三県税・総務事務所の出納員の項中「収納」の下に「並びに地方人特別税に係る徴収金の受入れ」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第七百二十六号

県の指定金融機関等の名称、取扱店舗及び取扱事務の範囲を定める告示(平成十六年宮崎県告示第二十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

収納代理金融機関の表商工組合中央金庫の項中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改め、同表株式会社ゆうちょ銀行の項中「県税及び」の下に「地方法人特別税に係る徴収金並びに」を加える。

宮崎県告示第七百二十七号

証明手数料徴収規則(昭和二十二年宮崎県規則第二十六号)別表六県税等に関する証明の項単位の欄の別に定める一件の計算の基準は、次のとおりとする。

なお、証明事務手数料徴収規則別表六県税に関する証明の項単位の欄の別に定める一件の計算の基準(昭和五十年宮崎県告示第四百二十一号)は、廃止する。

平成二十年十月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 一 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「政令」という。)第六条の二十一第二項第一号及び第二号に掲げる事項(未納の額のないことを除く。)の証明は、税目(法人の事業税及び地方法人特別税は同一の税目とする。)、会計年度(法人等の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税にあつては各事業年度とし、個人の事業税にあつてはその所得の生じた年とする。)又は課税客体(不動産取得税、自動車税及び鉾区税に限る。)が異なるごとに一件とする。
- 二 政令第六条の二十一第一項第一号に掲げる事項のうち未納の額のないことの証明は、当該事実を一件とする。
- 三 政令第六条の二十一第一項第三号に掲げる事項の証明は、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十六条の四第二項の規定により通知した金額ごとに一件とする。
- 四 政令第六条の二十一第一項第五号に掲げる事項の証明は、当該事実を一件とする。
- 五 その他県税に関する事項の証明は、前各号に準じて計算した件数とする。